

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和8年6月9日（火）午前10時～午前10時55分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 日比野 走 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 堀江珠恵 委員 井上真砂美
委員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明員 市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、
教育部長 石川文子、総務部専門監 西山慎太郎
行政課長 兼松英知、市民窓口課長 佐野亜矢、同統括主査 櫻井祥人、こども
家庭課長 佐久間喜代彦、同統括主査 南端隆佳

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第56号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第57号	岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第58号	岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
陳情第3号	保育等の公定価格の見直しに向けて国への意見書採択を求める陳情	聞きおく
陳情第4号	介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定にむけて国への意見書採択を求める陳情	聞きおく
陳情第5号	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書	聞きおく
陳情第11号	保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第12号	介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく

陳情第 13 号	教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、年間を通じた教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第 14 号	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	聞きおく

◎委員長（鬼頭博和君） 皆様、おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案３件であります。このほか、陳情７件が送付されております。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長（西井上 剛君） 改めまして、おはようございます。

本日の委員会におきましては、３件の条例改正を御審議いただくことになっておりますが、内容といたしましては、国の法改正によるものでございます。

特に、こども家庭課のほうにつきましては全く現状では該当がないという案件が１件というところではございますけれども、もう一件のほうは児童対象性暴力等の防止というところで、これは子どもへの性暴力等を防ぎ、子どもの心と身体を守るためというところで、国のほうがこども性暴力防止法というところを定めたところで、今回改正をさせていただくところでございますので、施行までの準備もございますのでしっかりと進めていきたいと考えております。

グループ長以上が出席しております。丁寧な答弁に努めさせていただきますので、今日はどうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第56号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今回の条例で条ずれになっているんですが、条ずれになった理由を改めて教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（櫻井祥人君） 条ずれになった原因としましては、省令のほうに子ども・子育て支援納付金制度の規定が新たに新設されたことに伴いまして、条ずれが発生したことによるものです。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第56号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第56号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） こちらのほうは、現時点で本市ではという話があったかと思うんですけれども、まず、この条例改正に至る国、内閣府とかこども家庭庁など、あるいは国の法令などの動向や法改正の具体的な狙いというものについて、市の認識をお伺いしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 本条例の改正の根拠法令につきましては、令和8年2月13日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令によりまして、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準と厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準が創設されましたので、国の基準に準じて定めている本市の条例についても改正を行うもの

でございます。

こちら国のほうの法改正の目的としましては、これまで国家戦略特区で試行的に行われてきました満3歳以上の限定の小規模保育事業につきまして、大規模な園になじめない児童とか、3歳以降でも同じ施設で継続的に保育を受けられる環境ということについて、一定家庭からのニーズに応えることができるとか、そういった効果がありましたのでそれを全国に普及すると、そういったような目的があるというふうにされています。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

それから、あと、これも本市においては、将来的に具体的にそういうのが出てきたらということになるのかもしれませんが、この条文の中で、教育認定子どもとか、満3歳以上保育認定子どもとか、ほかにもありますが、こういう名称とか呼称の変更といいますか、その整理などを行うことで、例えば市民への申請の手続であるとか、支給認定の現場事務においてとか、いろいろ何か言葉が難しいというか、紛らわしいというか、そういうので混乱が起きないかどうかという、ちょっと懸念も感じる場所なんですけれども、分かりやすさの向上とか混乱の防止というのはどのように、将来的になるかと思いますが、図られるのかというのを伺いたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 今回の改正の中に教育認定子どもであるとか、満3歳以上保育認定子どもという定義の改正というのがございます。こちらにつきましては、今までの教育・保育給付認定の1号、2号、3号という保育の認定を受ける児童と、それに対して保育の認定を受けながら現に保育施設等を利用して施設型給付費であるとか地域型保育給付という給付費の支給の対象になる子どもというのを区別するための改正であるというふうに考えておりますので、そういった意味では、保護者からの観点としますと今までどおり教育・保育給付認定の1号、2号、3号というところには変わりはないので、保護者向けの説明ではこれまでどおりそういった用語を活用してやっていきたいと考えておりますので、特段混乱等があるとは考えておりません。

◎委員（水野忠三君） 市民、保護者の側から見たら混乱はちょっと考えにくいというか、大丈夫というお答えだったと思います。

それからあとは、小規模保育事業所A型等において、満3歳以上満4歳未満の子どもを受け入れる際の保育士配置基準をおおむね児童15人につき保育士1人というふうに設定されているわけなんですけれども、15人につき1人というのは何かよく聞くというか、大体そんなもんだ、国のほうもそういう感じなんだろうなというのは思うところであるんですが、そういうおおむね児童

15人につき保育士1人というふうに設定するその根拠、それから妥当性についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 満3歳以上満4歳未満の保育士の配置基準で、おおむね児童15人につき保育士1人とするというところですが、こちらはいわゆる認可保育所の基準と同じというふうになっております。

こちらの配置基準につきましては、令和6年度に約76年ぶりとなる配置基準の見直しが国で行われました。その際、いわゆる年少さん、3歳児の配置基準が従来の20対1から15対1へと引き上げられたものでございます。

小規模保育事業所A型についても同様に、満3歳以上の子どもを受け入れる場合には職員配置は15対1ということがそのまま適用されるものとなっております。

この15対1ということにつきましては、施設型給付費等の加算の措置で先行してそういった対応をした場合には加算がありますよということを行ってきました。その上で人員確保の実現可能性と保育の現場の在り方というものを勘案したものでありまして、安全性とか子どもたちの発達の支援といった点でも妥当な基準であるというふうには考えております。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

それから、小規模保育事業所等で、連携施設の確保義務の一部免除というのがあると思います。満3歳以上限定小規模保育事業者の特例等ということで、この連携施設の確保義務の一部免除について、その卒園後の子どもに影響が出ないかということで、卒園後は小学校に行くからということで影響ないと考えればいいのかどうかということ、それからあと、将来的に市内の認可保育園とか認定こども園とか、そういう調整とかそういうことというのは必要ないものなのか、お伺いしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 満3歳以上限定小規模保育事業者につきましても、連携施設の確保という部分においては、集団保育の機会の確保であるとか、保育内容の相談や支援といった面では連携施設を確保しなさいということになっております。

一方で、卒園後に受け入れるための連携施設は必要ないというところで、ここは一部免除ということになっているんですけれども、これは満3歳以上限定小規模保育事業ですと3歳、4歳、5歳となって、卒園後はそのまま小学校へ進学していくというところですので卒園後の受入れの施設は必要ないというふうにされているものでございます。

事業所との調整という点につきましては、現状、岩倉市内には該当する施

設はございませんし、今のところ今後やる予定もないというところですので、特段調整はしてはおりません。お願いします。

◎委員（水野忠三君） 現時点ではその対象になるところがないということで、将来的にもちょっと今のところはというお話だったんですけれども、一応ちょっと念のためということになってしまいますが、今回の基準改定によって、岩倉市内にある施設、現在はちょっと対象施設がないかもしれないんですけど、将来的にその対象になり得るとか、なる可能性のある施設の事業運営とか、その定員、保育士の勤務環境とかそういうものについては具体的に、例えば、今回の基準改正によって、もしそういう現在する対象施設があったとしたら具体的にどんな影響が生じるというふうに見込んでおられるのか、ちょっとそういうものは想定していないのかということ、伺いをしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 今後、仮にそういった満3歳以上限定の小規模保育事業を実施するような動きというものがあれば、まずは私どもで実施している子ども・子育て会議のほうで実際にそういった需要があるのかとか、そういったことに対して、じゃあどの程度の受入れを行っていくべきなのかということ、議論した上で事業者と調整していくという形になっていくのかなと思いますけれども、重ねて申し上げるとあれなんですけれども、今のところはそういった動きはないというふうに考えております。

◎委員（水野忠三君） あと二、三点ほどお聞きしようかなとも思ったんですが、現時点ではちょっと対象になるところがなく、将来的にの話になってしまいますので、またちょっと次の機会に譲りたいと思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 私満3歳以上限定小規模保育事業についてお聞かせいただきたいんですが、現在は岩倉ではないということですが、内閣府の中でつくられてきたというところが、大規模な園にはなじめない子どもたち、やはり3歳以降も小規模保育の中で、必要とされるということ、つくられてきたということで、やはり岩倉の現在は再配置計画の中で、7つある園を小学校の数並みに4から5園にというふうに統合する保育園にというふうに、再配置計画の中で面積を小さくというふうにしているわけですが、国家戦略特区の中でやっぱり今つくられてまた引き続きこういった子どもたちのために必要とされる小規模保育なんだということで3歳以上の子どもさんも、現在はなくても、今後も予定はないということですが、今後もその予定はないということ、言い切っているのかどうかというのが疑問が残るところなん

ですが、どうなのでしょう。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 国家戦略特区で試行的に実施されたところが、大阪府の堺市であったりとか兵庫県の西宮市とか、あと千葉県のほうでもあったりというところなんですけれども、そういった意味では、特に大阪とか都市部のところというところのイメージがあります。

岩倉の場合、統合園を現在整備していますけれども、2園合わせてもおおむね150人規模の施設ということで、やはり他市の200人、300人とある施設と比べると、そこまで大規模ではないのかなというふうにも考えてはいるところです。

ただ、予定としては、現状、今の時点では予定はないですよというところで申し上げさせていただいておりますので、今後いろんなニーズがあって、そういったことにも対応していくというところはまた検討の余地というか、そういった声があれば、それは子ども・子育て会議の中で諮ってやっていくというようなことが考えられます。

◎委員（梶谷規子君） 先ほど、現在はなくて、今後も予定はないと言い切られたので気になったところです。

また他市である、やはり大きな園がある都会型に多いということでしたが、満3歳以上限定の小規模保育事業というのは、公立ではなく民間事業でやられているところがほとんどという現状なのでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） すみません、公立なのか民間なのかというところまではちょっと資料がないので、ごめんなさい、分かりません。

◎委員（梶谷規子君） 岩倉でも満3歳未満の小規模保育事業はほとんど民間でということをつくってもらっている状況なので、ほとんどが民間が多いのかなという想定なんですけど、今後、先ほどそういうニーズがあれば子ども・子育て会議の中でということでの答弁でしたので、そのところをきちんとそういうニーズがあることをしっかり把握しながら対応をよろしく願います。

また、認定こども園ができたときからこの保育の法律が、これまでは厚生労働省からだったんですが、非常に何か内閣府が横やりに入ってきてみたい、いつも複雑な内閣府令と厚生労働省令とが入り乱れた改正、入り乱れたという言い方はおかしいけれど両方、そういう改正になっているんですが、そこら辺は国の内閣府令と厚生労働省令の改正によってということで、市の条例の一部改正についてはそう大きな問題というのはなかったのでしょうか、

お聞かせください。

◎健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長（西井上 剛君） 後段の御質問に答える前に、岩倉市でのまだないという将来の可能性というところで、少し私のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますが、この国家戦略特区でやられたときに、課長の答弁にあったとおり、いろいろな効果としましては集団生活になじめない児童への選択肢というところもございますが、もともとのところは過疎地や都市部などでのやはり待機児童対策というところも大きく、非常に少なくなってきた3歳児、過疎地では、また都市部では本当に急に保育が増えてきたことによって、僅かにちょっと定員あふれるという場合に、この小規模保育の事業所のルールで満3歳以上をとるところになるんですが。

やっぱり、この満3歳以上限定の小規模保育という、この小規模保育のルールということは極端な例を言うと園庭についてもないような状況になってきますので、本当に本市の3歳未満の小規模保育にあるようにああいのような状況のところ、3歳となるとやっぱり3歳幼児さんの園庭という面を考えるとということも考えるとそれでも効果があるというところで、この国家戦略特区のほうから通常のほうに上がりました。なので、そういう面を考えても、岩倉市ではあえてそこに踏み込むかというところはやっぱり少し控えめというかあまり幼児を、やっぱりちゃんとした保育園の園庭のというところはあるのかなというふうには思っているところでございます。

まず、これはただあくまでも本当に将来的なニーズになってくれればですけど、現状はそういう考えもあるというところを少し御説明させていただきます。

そのまま、御質問のほうなんですけれども、厚生労働省令と内閣府令というところが少し、こども家庭庁ができた関係で、厚生労働省令のほうでやっぱり児童福祉法に基づくいわゆる設置に関する関係、施設をつくる認可に関するほうはやっぱり厚生労働省令、厚生労働省が所管をしております児童福祉法です。内閣府のほうは子ども・子育て支援法、いわゆる給付ですね。給付と言っているその給付認定に関するところは、内閣府がつくっている子ども・子育て支援法によるところでございまして、それぞれセットで動くというところで、両方からそれぞれの改正があるものですから本市もそれぞれの条例が、改正するという事で毎回この「及び」という形にはなるんですけれども、そこで混乱ということではなく同じようにセットで動くという考えで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第57号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第57号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） まずは防止処置の具体的な運用手順などについてお伺いしたいと思いますが、今回の改正によって、その事業者が児童対象性暴力等を防止して、発生時に乳幼児を適切に保護するための処置ということで、例えば日常的な観察、あるいは定期的な面談、報告手順の策定などが義務づけられると思いますが、この市内の対象事業者の方に対して市がマニュアルとかガイドラインなどを提供するかどうか、提供するとしたらどのようなマニュアルやガイドラインを提供して、具体的な手順などを周知、指導されていく計画なのか、お伺いをしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） こちらにつきましては、もう既にかなり前の段階からこども家庭庁から様々な通知や資料

が送られてきておりまして、それをその都度、民間事業者へも周知を行ってまいりました。

最近では、こども家庭庁からそういった、先ほどおっしゃられたガイドラインであるとか、様々なそういったルール決めの規程のひな形であるとか、あとまた職員研修用の資料等も示されておりますので、そういったことも都度都度民間事業者にはお伝えして、また園長会のほうでもそれらを説明して順次準備に取りかかっているという状況でございます。

◎委員（水野忠三君） 分かりました。

あと、閉鎖的な環境などにおけるリスク管理ということで、家庭的保育事業等というのは、例えば大規模な保育所などと比べて支配性、継続性及び閉鎖性のある環境になりやすいという特性が法律上などでも指摘されていると思います。

今回の条例の改正条文でも、第13条の2などに支配性、継続性及び閉鎖性のある環境という文言が入っているかと思うんですけれども、こういう密室化しやすい保育環境において性暴力であるとか不適切な行為であるとか、あるいはその疑いであるとか、そういうものを早期に検知、把握するために市としてはどのような体制といいますか、例えば特別な巡回相談であるとか支援体制とか、そういうものを想定されているかお伺いをしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） こちらにつきましては、まず事業者に相談窓口の設置が義務づけられているというところがございます。

また、市としましても、当然これまでも苦情等の受付の窓口としていましたし、そういった相談もこども家庭課としても受けていくということになっております。

また、家庭的保育事業等ということで、小規模保育事業所に対しましては、毎年度市の職員が直接立ち入って監査を実施しておりますし、また、岩倉市の特性といいますか、それで頻繁に施設の職員とこども家庭課の職員でのやり取りもございますので、そういった中でコミュニケーションを取りながら早期に察知をしていくということを考えております。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

それで、次に被害が発生した場合の相談、救済体制などについてでございますけれども、万が一、事業者内において疑わしい事案とか不適切な行為などが発覚した場合に被害児童や保護者の方が事業者と直接相談できればいいんですけれども、直接相談しにくいケースなどもあり得るのではないかとというふうに懸念するところがございますけれども、事業者側の体制整備、例え

ば相談窓口等をチェックする、そういうことも大事だと思うんですけども、事業者側の体制整備をチェックするだけではなくてやっぱり市が直接相談を受け付ける、第三者的な相談とか救済の窓口なども必要ではないかと思うんですが、こういった第三者的な相談あるいは救済の窓口と連携するとか、あるいは周知をするとかそういうことについてはどのように行われるかどうか、お伺いをしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 事業者に対しては相談窓口の設置というのが義務づけられているんですけども、その相談窓口というのをじゃあどこにつくるかというところで、やはり直接的な保育に関わる部門ではなくて例えば会計経理とか、そういったちょっと違う部門に設置するというのを推奨されています。なかなか直接先生方がいる前では話しづらいようなことも全く違う事務員さん方に相談するとか、そういった体制をイメージしているということです。

また、もう既にこども家庭庁であるとか文部科学省、あと法務省のほうでも窓口が設置されていますし、当然こども家庭課でも受けますので、そういったところにも相談できますよということを周知していくということを考えております。

◎委員（堀江珠恵君） すみません、本会議のほうで答弁があったんですけど、犯罪事実確認のことについてもう少し詳しく教えていただきたいんですが、こども家庭庁にシステムが入って、事業者のほうに確認のほうに交付されるというふうにお伺いしています。それで、それが交付された後、どんなふうな形で確認できるのかというところをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 犯罪事実確認につきましては、各事業者からこども家庭庁が構築したシステム、今こまもろうシステムというふうな呼称がつけられていますけれども、そちらで照会をかけるということになっております。そうすると、その照会を受けたこども家庭庁は、法務省のほうにそれを照会をかけて回答を求めると、回答があったものがまたこども家庭庁を通して事業者に伝えられるということになっておりますので、実質的にはその照会には2週間から3週間程度時間がかかるというふうに聞いております。

◎委員（堀江珠恵君） ありがとうございます。

2週間かかるということは、その方を採用するに対してもそういった時間がかかるということになるということは分かりました。ありがとうございます。

それと、もうあと2点ほど教えていただきたいんですが、児童対象の性暴力防止の項目が入ったということは、子どもが大人になってからも、心に傷を負うことの原因になることでもあるので子どもを守ることにつながるからすごく、この項目が入ったということは子どもを持つ親にとってはすごく安心につながるかと思っております。

その中で、犯罪事実確認以外に、その他必要な措置を講ずるとあるんですけれども、その他必要な措置とはどんなことなのか教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） そちらにつきましては、犯罪事実確認以外には、対象となる事業者に対しての先ほどから申し上げている相談窓口の設置であるとかその周知、あとそれから従事する職員に対しての研修を行うということも義務になっております。また、実際にそういった不適切な行為があった場合についても、そのときの対応のルール決めであるとか、報告のルール決めとか、あとは犯罪事実確認の情報というのは非常に重大な個人情報でありますので、そういったものの管理のルール決めということが義務づけられています。

◎委員（堀江珠恵君） ありがとうございます。

いろんなルール決めにきちんとされていくということなので、本当に親としては安心できるなというふうに思います。

あと、最後ですけれども、児童対象性暴力等というくくりがあるんですけれども、わいせつ行為とか性犯罪以外にもどんなことが当てはまるのかということのを少し教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 児童対象性暴力等というものが刑法等に規定する不同意性交であるとか、わいせつな行為、児童買春や児童ポルノ所持、性的肢体等撮影などの行為のほか、児童に対する行為や言動で児童等の心身に有害な影響を与えるものというふうにされていますので、実際に明確に犯罪に該当するものだけではなくて子どもを不快にさせる性的な言動ということも含まれるということです。

◎委員（水野忠三君） ただいまの質疑の中でも犯罪事実確認の話、いわゆる日本版DBSとかDBSチェックと呼ばれるものだと思うんですけれども、それに関する質疑があったと思うんですけれども、家庭的保育事業者とか小規模な乳児等通園支援事業者というのは、例えば認可保育所等と比べても、もちろん大規模な保育所と比べてもなんですけれども、やはり事務の人員がやっぱり限られていると思うんですけれども、この従事者に対してその犯罪事実確認、DBSチェックというのを義務づけということになりますので、その義務づけに伴って照会手続であるとかコストであるとか、いろいろ出て

くと思います。照会手続の煩雑さであるとかコストとか、そういうものが事業継続の負担になる懸念というのは現時点ではないかどうかということと、将来的に市として、手続のバックアップとかサポートとか、あるいは場合によっては財政的な支援補助とかそういうのを行う考えというのはあるか、お伺いをしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 今回の法律の施行は12月ですけれども、それまでに事業者が準備すべき事項というのは非常に多くあるなというふうには考えております。

一方で、こども家庭庁のほうでそういったガイドラインであるとか就業規則等のひな形も公開されていますし、職員研修向けの資料も出されていますので、それらを活用することでなるべく負担なく作業を進めていただけるのかなというふうには考えております。

また、事業者とは園長会等、その他の機会でも個別に会う機会も頻繁にございますので、都度都度相談を受けながら進めていきたいというふうには考えております。

このための財政的な支援というものは、現状では考えてはいないというところ です。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

それから、対象となる従事者の範囲の明確化などについてですけれども、条例上は児童等対象業務従事者ということで、条例上は利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で接する者というふうにされていると思いますけれども、これは具体的に調理員の方とか事務員の方とか、あるいは一時的なボランティアの方とか実習生みたいな方とか、いろんな方がいると思うんですけれども、こういった方々は確認対象に含まれるべきかどうか、結構グレーゾーンもあるんじゃないかと思うんですけれども、その区別といいますかその切り分けについて市は事業者さんにどういうふうに基準などを示すのか、お考えなども含めてお伺いしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） まずもって保育士であるとか幼稚園教諭とか、学校であると教員とか、そういった子どもと常に接する職員というのは一律対象にはなります。

一方で、事務職員であるとか、先ほど例として挙げていただいた調理員であるとか、あと送迎バスの運転手とか、そういったところにつきましても、国のほうからは業務内容によって、やはり法に規定されている継続的に接して、支配性・継続性・閉鎖性のある環境の下で接する者ということに該当す

るかどうかということで、各事業者で判断してくださいということになっておりまして、具体的な明確な事例としましては、継続的に子どもと接する中で子どもと一対一となることがあるという、そういった業務をする人については対象となるというようなことが示されていますので、そこを基本に事業者と、事業者が判断に迷うときは私どもと相談して決めていきたいなというふうには考えております。

◎委員（水野忠三君）　それで、市でも判断が仮に迷う場合がもしあったら県とか国に確認していくような形になるという理解でいいですね、ありがとうございます。

それで、あとは基礎知識であるとか意識啓発であるとか、そういったことのための研修機会の確保などについてですけれども、今回の改正の趣旨というのを現場に浸透させるためには、やっぱり子どもの権利であるとか性暴力、あるいは不適切行為の範囲というものに関する正しい知識を持つための研修などが不可欠ではないかなというふうに思うんですけれども、市内で働く保育従事者の方がこういうのを体系的に学ぶ機会を、例えば市が主導して提供、開催する予定などというのはあるかどうかお伺いしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君）　今回のこの子ども性暴力の関係につきましては、職員に対する研修を実施するということは、事業者には義務づけられているということです。基本は事業者で行っていただきますので、そのための研修に使う資料とかはこども家庭庁が公開しているので、それをぜひ活用してくださいということでお知らせはしています。

ただ、一方で、本市においても公立の保育園の保育士向けの研修も頻繁に実施しておりますので、その中でこれに該当する、ほかの研修もそうなんですけれども、私立の園の先生方にも呼びかけて参加していただけることになっておりますので、この性暴力の関係の研修も、実施する際にも参加を呼びかけていきたいというふうには考えております。

◎委員（水野忠三君）　ありがとうございます。

私からはちょっと最後ですけれども、令和8年12月25日施行ということで、その施行に向けた準備状況などについてお伺いしたいんですが、国の法律、こども性暴力防止法の施行に合わせて、今回の条例も令和8年12月25日からの施行が予定されていると思います。施行日まで大体6か月といいますか、半年ほどあると思いますけれども、現在、市内の対象事業者さんへの事前説明とかヒアリングはどの程度進んでいるのかどうかということと現場での受入れ体制、いろいろあるかと思います。就業規則の改定もあるでしょうし、

確認体制の構築などもあるでしょうし、ほかにもいろいろあるかと思うんですけども、そういう現場の事業者さん側での受入れ体制の整備などは市から見て円滑に整う見通しなのかどうか、ちょっとスケジュール感も併せてお伺いしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 実施していただく段になって、既に園長会等でやらなければならないことということを明確にお知らせして、準備を進めていただくようお願いはしているところです。その上でこども家庭庁から示されているひな形を、本当に施設の対応に合わせて手直しをしていただければそれが形になるというものになっておりますので、それを活用していただくように推奨しているというところでございます。

それで、まずもって喫緊に進めてきたというところは、やはり犯罪事実確認のためのシステムのＩＤ登録というものを、これはやってくださいということで、こちらのほうは済んでいるということになっております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） もうほとんどをお二人の委員の中での質問でいろいろ具体的に明らかになってきたわけですが、質問が重なるところは省いて、私も施行期日が、いつも条例一部改正というともう、すぐその月からみたいなところが多いわけですが、12月25日施行ということでその準備段階があとどれぐらい進んでいて、今後進めなくちゃいけないところがどういったところなのかということ、先ほども幾つか言われたんですが、ちょっと整理してお聞かせいただけたらと思います。

施行していくための準備がどこまで進んでいて、今後まだやらなくてはいけないところがどういったところなのかお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 準備段階としては、まずもってその犯罪事実確認のシステムを使用するためのＩＤ登録を各事業者で行っていただいたというところです。

それ以外のところは、つい先月、こども家庭庁からひな形が示されましたのでそれを周知しまして、それに沿って実施をしていってくださいというふうにやるべきことを明確化して、それを順次いつまでに進めていただくということを園長会のほうで説明して、今取りかかっているところがございます。

◎委員（梶谷規子君） この４月から今年度から始まる誰でも通園制度や家庭的保育事業のほうへの今後の、先ほど公立保育園のほうはやるべきことを明確化して今後の進め方を今言われたんですが、同じように進められていく

ということの確認でよろしいでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） はい、そうです。

やっただくことを明確に伝えて、資料もお伝えして進めてくださいという形になっております。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第58号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第58号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情のほうに入りたいと思います。

陳情第3号「保育等の公定価格の見直しに向けて国への意見書採択を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはいかがいたしましょう。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第4号「介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定に向けて国への意見書採択を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょう。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第5号「mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょう。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いを申し上げます。

続いて、陳情第11号「保育所職員の人材定着・確保のための保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょう。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

続いて、陳情第12号「介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはいかがいたしましょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第13号「教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめる、年間を通じた教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

続いて、陳情第14号「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょう。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いをいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。